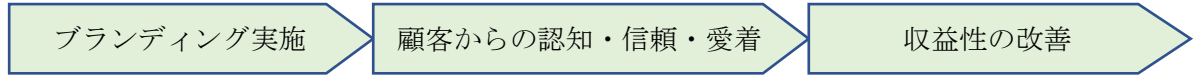


令和 8 年度 八日市商工会議所
ブランディング促進補助金 実施要領

1) 目的

原油価格・物価高騰が中小零細企業に与える影響は引き続き深刻なものとなっています。本補助金は、滋賀県内の中小企業・小規模事業者が自社（商品）のブランディングを行うことで、顧客からの認知度・信頼・愛着を高め、ひいては収益性の改善を図ることを目的としています。



2) 補助内容

＜補助上限額・補助率＞

- 補助上限額 **9 万円**
- 補助率 補助対象経費（税込額）の **10 分の 9** ※千円未満切り捨て

3) 補助対象者

以下のすべてに該当する事業者

- 東近江市内に事業所を有する小規模事業者および中小企業
または、県内の八日市商工会議所会員である小規模事業者および中小企業等
- ブランディングにより価格高騰に負けない収益確保を図る取り組みを行う意思があること
- 事業実施前後に、当所からのヒアリングやアンケート調査に協力する意思があること

＜補助対象経費＞

- | | |
|------------------|-------------------------|
| ■ ロゴデザイン制作費用 | 社名・店名・商品名等のロゴデザイン |
| ■ キャラクターデザイン制作費用 | オリジナルキャラクターのデザイン |
| ■ コピーライティング費用 | 自社や商品に関するキャッチフレーズ、ネーミング |
| ■ チラシ等のデータ制作費 | チラシ、リーフレット等 ※名刺・看板不可 |
| ■ チラシ等の印刷費用 | チラシ、リーフレット等 ※名刺・看板不可 |
| ■ ノベルティグッズの制作費用 | ※無料配布する販促品に限る |
| ■ 広告掲載費用 | 新聞、機関紙等への広告 |
| ■ チラシ等の新聞折込費用 | ※折り込みエリアは市内に限る |
| ■ チラシ等のポスティング費用 | ※配布エリアは市内に限る |

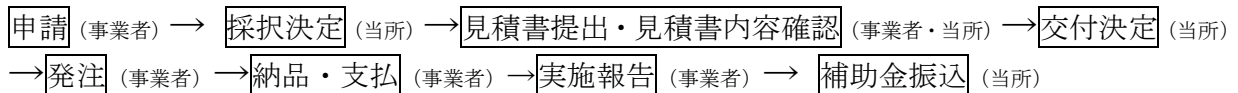
＜補助対象経費に係る注意点＞

- 詳細な補助対象については、別紙「補助対象経費一覧」を確認してください。
- 名刺制作、看板制作、ホームページ作成・改修、求人広告は補助対象外です。
- ノベルティグッズとは、「社名や商品名の認知拡大を目的として、既存・潜在顧客等に対し自社外に無料で配布するもの」とします。自社で使用する備品・消耗品は補助対象外です。
- 複数の事業所と共同で実施した取組みは補助対象外です。
- 当所ホームページで公表する発注先登録業者以外に発注した場合は補助対象外です。
- 検討している経費が対象になるかご不明な場合は、事前に事務局へお問合せ下さい。
- 採択後、令和 8 年 9 月 30 日までに発注予定業者の見積書を提出してください。
当所による内容確認後に発注したものに限り、補助対象となります。

4) 発注先

対象経費の発注先は当所が指定する発注先登録業者に限ります。（当所ホームページを参照）

5) 手続きの流れ



6) 申請期間

令和8年8月3日 (月) 9時 ~ 令和8年8月25日 (火) 17時

※応募者多数の場合は、昨年度の本補助金採択実績を考慮したうえで、抽選により採択者を決定します。

※抽選前に、当所において対象要件等の確認を行う場合があります。

7) 事業実施期間

交付決定日～令和8年12月11日 (金)

※採択決定は8月28日頃を予定しています。見積書を提出頂いた後に交付決定を行います。

※採択事業者は令和8年9月30日 (水) までに発注予定業者の見積書を提出してください。

※当所が見積書の内容を確認した後に発注してください。確認前に発注したものは補助対象外です。

※事業実施期間内に、発注から納品・検品・支払いまでを完了してください。

8) 実施報告書提出期限

令和8年12月18日 (金) 17時まで

※取組が完了しましたら、お早めに報告書一式をご提出ください。

※内容を確認でき次第、補助金を振込します。

※実績報告時には、補助事業の効果に関するアンケートへご協力ください。

9) 申請方法

専用フォームからのオンライン申請

※入力内容…①事業所名、②代表者名、③担当者名、④郵便番号、⑤所在地、⑥電話番号、⑦メールアドレス、⑧補助対象経費 (「ロゴデザイン制作」「チラシ・リーフレット作成」等の選択肢から選ぶ)、⑨事業実施予定時期 (例: 10月頃)、⑩昨年度本補助金の採択実績 (採択あり・採択なしの選択肢から選ぶ)、⑪具体的な取り組み内容 (自由記述形式) ※「[自社の課題](#)」「[主なターゲット](#)」「[その手法を選択した理由](#)」を記述してください

10) 実施報告書提出方法

八日市商工会議所窓口へ書面にて提出してください。

※提出書類は「10) 実績報告時の提出書類」をご確認ください。

11) 実績報告時の提出書類

- 補助事業実施報告書 (交付決定通知に同封します)
- 発注先登録事業者からの請求書の写し (請求の明細が記載されているものに限る)
- 振込控えや領収書等の支払い実績が分かる資料

※振込控えがない場合は、預金通帳の該当部分、ネットバンキング画面の印刷等

- 今回制作した成果物

(例: チラシ・リーフレット・ノベルティグッズの現物、ロゴ・キャラクターを使用した印刷物、広告掲載媒体等)

- 補助事業効果アンケート（採択決定通知に同封します）
- 補助金振込先の預金口座情報が分かるページの写し（通帳の見開き 1 ページ目）

12) 補助金交付方法

補助金の支払いは、補助事業終了後の精算払いとなります。

実施報告書の内容を確認後、下記のスケジュールで申請いただいた口座へ振込みます。

持ち込み期限	入金予定日
月末までに持ち込み	翌月 15 日頃予定

13) その他

- ・ 申請は 1 事業者につき 1 回限りです。
- ・ 同一の事業内容で国又は他の地方公共団体の補助金等の交付を受けている場合、又は受けることが決定している場合には、この補助金を利用することはできません。
- ・ 本補助金の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、補助金の全額を即時返還していただきます。

お問合せ：八日市商工会議所

TEL：0748-22-0186